

令和6年第3回加須市議会定例会提出議案の概要

招集日 令和6年9月2日(月)

1 提出議案件数

予算関係	4 件
条例関係	5 件
事件関係	1 件
決算関係	10 件
合計 20 件	

2 個別議案の概要

予算関係(R6補正予算)

■第57号議案 令和6年度加須市一般会計補正予算(第2号)

予算額 1,945,406 千円

資料 ページ	事業名	主な内容	歳出予算額 (千円)	備考	議案書 ページ
1	財政調整基金・市債管理基金事業	令和5年度決算確定により生じた繰越金を活用した財政調整基金への積立	1,479,231		別冊 P21
2	鳥獣対策推進事業	害虫・害獣の対策強化に要する経費	17,993		別冊 P21
3	中国残留邦人等支援事業	医療給付金の増加に伴う扶助費の増額	1,260		別冊 P21
	介護保険事業特別会計繰出事業	令和5年度介護給付費等の確定に伴う精算	1,004		別冊 P21
4	介護施設整備促進事業	特別養護老人ホーム大規模修繕工事に要する経費の一部を補助	11,994		別冊 P21
5	子育て支援センター事業	こどもの性被害防止対策に必要な備品等の整備に要する経費	200		別冊 P21
	子どもの居場所づくり事業	こどもの性被害防止対策に必要な備品等の整備に要する経費	300		別冊 P23
6	児童虐待防止等ネットワーク事業	こども家庭センター等における相談支援等の質の向上に向けたこども家庭ソーシャルワーカー取得促進に係る経費	315		別冊 P23
5	民間保育所助成事業	こどもの性被害防止対策に必要な備品等の整備に要する経費の一部を補助	525		別冊 P23
	公立放課後児童健全育成事業	こどもの性被害防止対策に必要な備品等の整備に要する経費	1,700		別冊 P23
	民間放課後児童健全育成事業	こどもの性被害防止対策に必要な備品等の整備に要する経費の一部を補助	975		別冊 P23
	公立保育所管理運営事業	こどもの性被害防止対策に必要な備品等の整備に要する経費	600		別冊 P23
7	公立保育所施設整備事業	第一保育所及び第四保育所の機能移転に向けた空調設備設置工事	33,935		別冊 P23
8	生活保護適正実施推進事業	進学準備給付金の支給対象拡大及び就労自立給付金の算定方法見直しに伴うシステム改修に要する経費	1,734		別冊 P23
9	乳幼児健診事業	1か月児健診受診費用に対する助成	2,380		別冊 P25
10	新型コロナウイルスワクチン接種事業	新型コロナワクチン接種価格の見直しに伴う接種費用の増額	160,660		別冊 P25
11	大根クリーンセンターごみ処理事業	ごみ焼却施設焼却炉耐火物等の修繕	9,020		別冊 P25
12	園芸振興事業	なし花粉の生産体制整備の強化に取り組む組合に対する支援	121		別冊 P25
13	経営安定・自給力向上事業	水田の畑地化に取り組む農業者に対する支援	4,959		別冊 P25

14	幹線用排水路改修事業	南篠崎地内などの幹線用排水路の改修に係る測量・設計に要する経費	14,000		別冊 P25
	枝線用排水路改修事業	大越地内の枝線用排水路の改修に係る測量・設計に要する経費	6,000		別冊 P25
15	道路維持管理事業	市道126号線などの舗装工事	60,300		別冊 P27
	自転車歩行者道整備事業	市道141号線の自転車歩行者道整備に要する経費	28,400		別冊 P27
	幹線道路側溝事業	市道228号線などの幹線道路整備に要する経費	56,500		別冊 P27
16	野中土地区画整理事業 特別会計繰出事業	事業区域内の支障物件補償及び整地工事に要する経費に対する繰出	50,500		別冊 P27
5	公立幼稚園管理運営事業	こどもの性被害防止対策に必要な備品等の整備に要する経費	800		別冊 P27

■第58号議案 令和6年度加須市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

予算額

9,195 千円

資料 ページ	事業名	主な内容	歳出予算額 (千円)	備考	議案書 ページ
	一般被保険者医療給付費納付事業	令和6年度国民健康保険事業費納付金の確定に伴う調整	9,812		別冊 P37
	一般被保険者後期高齢者支援金納付事業	令和6年度国民健康保険事業費納付金の確定に伴う調整	6,533		別冊 P37
	介護納付金納付事業	令和6年度国民健康保険事業費納付金の確定に伴う調整	▲ 7,150		別冊 P37

■第59号議案 令和6年度加須市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

予算額

560,427 千円

資料 ページ	事業名	主な内容	歳出予算額 (千円)	備考	議案書 ページ
	介護保険給付費準備基金事業	令和5年度介護給付費等の確定に伴う剰余金の一部積立	210,000		別冊 P47
	償還金	令和5年度介護給付費等の確定に伴う返還金	350,427		別冊 P47

■第60号議案 令和6年度加須都市計画事業野中土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

予算額

50,500 千円

資料 ページ	事業名	主な内容	歳出予算額 (千円)	備考	議案書 ページ
16	野中土地区画整理事業	事業区域内の支障物件補償及び整地工事に要する経費	50,500		別冊 P57

○繰越明許費の補正 1件

条例関係

■第61号議案～第65号議案

資料 ページ	議案 番号	条例名	主な内容	施行 期日	議案書 ページ
	61	加須市長及び副市長の給料の減額支給に関する条例	この度の職員による不適正な事務処理に対し、市長及び副市長の管理監督責任を明らかにするため、令和6年10月の1箇月間、給料月額を10分の1減額する。	公布の日	P1
17	62	加須市住民基本台帳事務に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	住民基本台帳法の一部改正により、住基ネットを通じて県知事又は他の市町村長に通知する事項に戸籍の附票本人確認情報が追加されたことに伴い、住民基本台帳事務において、当該情報についても個人情報の適正な管理のための措置を講ずるため、所要の改正を行う。	公布の日	P2
18	63	加須市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険法の一部改正により、国民健康保険の被保険者証が廃止されることに伴い、条例で過料を科すこととしている規定のうち、被保険者証に係る規定を削る。	R6.12.2	P4
19	64	加須市下水道条例の一部を改正する条例	① 国におけるアナログ規制の見直しを踏まえ、排水設備工事責任技術者に対する専任規制を見直す。 (現行)営業所ごとに専属 → (改正後)県内の営業所について兼任可 ② 下水道法施行令の一部改正に伴い、公共下水道からの放流水に関する排水基準の項目について規定の整備を行う。	公布の日 ほか	P5
20	65	加須市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例	水道法施行令等の一部改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の基準が見直されたことを踏まえ、水道事業の業務を担う市職員の当該資格要件(必要な実務経験年数や学歴・学科など)について、基準と同様に改正する。	R7.4.1 ほか	P6

事件関係

■第66号議案

資料 ページ	議案 番号	事件名	主な内容	備考	議案書 ページ
21	66	埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、後期高齢者医療の被保険者証が廃止されることに伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約について規定の整備をするため、規約をを変更することについて、議会の議決を求める。		P10

決算関係

■第67号議案～第74号議案

資料 No.	議案 番号	件名	決算額 (千円)		形式収支 (千円)	実質収支 (千円)	備考
22	67	令和5年度加須市一般会計歳入歳出決算の認定について	歳入決算額	47,584,685	3,209,196	2,287,567	
			歳出決算額	44,375,489			
	68	令和5年度加須市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	歳入決算額	11,802,180	84,651	84,651	
			歳出決算額	11,717,529			
	69	令和5年度加須市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定について	歳入決算額	102,043	22,184	22,184	
			歳出決算額	79,858			
	70	令和5年度加須市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	歳入決算額	1,477,452	9,678	9,678	
			歳出決算額	1,467,774			
	71	令和5年度加須市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	歳入決算額	10,815,394	561,370	561,370	
			歳出決算額	10,254,023			
	72	令和5年度加須市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	歳入決算額	700,792	74,188	74,188	
			歳出決算額	626,604			
	73	令和5年度加須都市計画事業野中土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	歳入決算額	151,562	39,153	21,153	
			歳出決算額	112,408			
	74	令和5年度河野博士育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について	歳入決算額	5,388	287	287	
			歳出決算額	5,100			

※金額については端数調整を行っているため、表内が一致しない場合がある。

■第75号議案～第76号議案

資料 No.	議案 番号	件名	決算額 (千円)			差引 (千円)	備考
	75	令和5年度加須市水道事業会計利益の処分及び 決算の認定について	収益的収支	収入決算額	2,860,284	304,626	
				支出決算額	2,555,658		
			資本的収支	収入決算額	319,560	▲802,529	
				支出決算額	1,122,089		
	76	令和5年度加須市下水道事業会計利益の処分及 び決算の認定について	収益的収支	収入決算額	1,706,421	146,966	
				支出決算額	1,559,455		
			資本的収支	収入決算額	905,650	▲643,113	
				支出決算額	1,458,763		

※金額については端数調整を行っているため、表内が一致しない場合がある。



令和5年度決算確定に伴う繰越金の増額と 財政調整基金への積立

1 事業名等

〔歳入〕 繰越金（前年度繰越金）

〔歳出〕 財政調整基金・市債管理基金事業

2 補正予算の理由・内容

令和5年度決算の確定に伴い、令和6年度における繰越金（歳入予算）を補正するとともに、繰越金を活用して、財政調整基金へ積立を行うための経費（歳出予算）を措置するものです。

なお、積み立てた基金は、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算等、今後の財政需要へ対応するために活用します。

3 補正予算の積算

〔歳入〕

科目	積算	補正予算額
繰越金	前年度実質収支額 2,287,567 千円－当初予算計上額 800,000 千円	1,487,567 千円

〔歳出〕

事業名	積算	補正予算額
財政調整基金・市債管理基金事業	歳入補正予算額－基金積立額を除く歳出補正予算額	1,479,231 千円

4 補正予算額

〔歳入〕 繰越金（前年度繰越金）

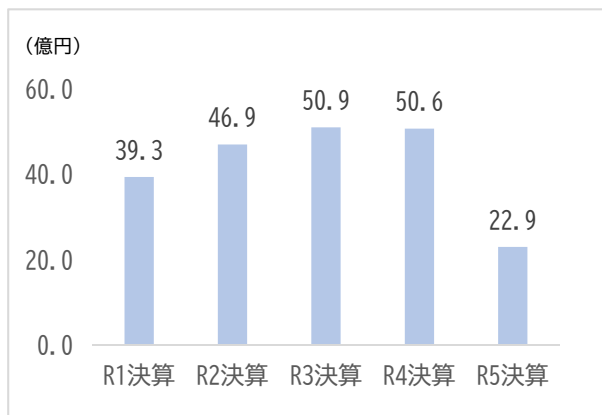
1,487,567 千円

〔歳出〕 財政調整基金・市債管理基金事業

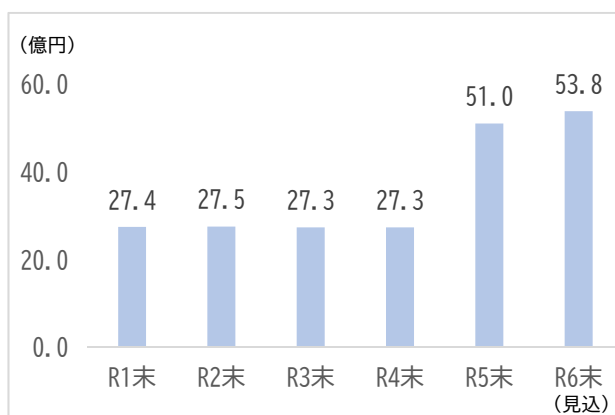
1,479,231 千円

5 特記事項

（1）実質収支額の推移



（2）財政調整基金の年度末残高の推移





害虫・害獣対策の強化

1 事業名

鳥獣対策推進事業

2 補正予算の理由・内容

害虫・害獣による被害が急増していることから、従来の対策の強化・見直しを図ります。

【主な害虫・害獣の増加推移】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
クビアカツヤカミキリ被害木数(本)				358	573
アライグマ捕獲数(頭)	85	171	214	268	424
イノシシ目撃数(件)					32

(1) クビアカツヤカミキリ対策

○薬剤の見直し(公共施設用)

従来の幼虫向け樹幹注入剤よりも効果の高い薬剤に変更

○補助金の創設(新規)

補助金の名称	対象者	対象経費	補助金額
被害木伐採補助金	市民・自治協力団体・事業者等	被害木の伐採	補助率 1/2
被害木防除対策費補助金		薬剤購入費	上限 50,000 円

(2) アライグマ等対策

捕獲数が見込みを大幅に上回っていることから、捕獲業務委託費を増額

(3) イノシシ対策

【現在】目撃情報や生活被害の頻発に伴い、予備費を充用して捕獲用箱わな4基を購入、駆除業務委託によりわなの設置・管理を実施

【今回】駆除業務委託の継続・拡充、箱わなの追加購入、忌避剤の購入、被害状況調査の実施

3 補正予算の積算

(1) クビアカツヤカミキリ対策

積算等	当初予算額	決算見込額	補正予算額
新薬剤購入 400 本	0 千円	14,152 千円	14,152 千円
被害木伐採費補助金 50,000 円×30 件			
被害木防除対策費補助金 50,000 円×70 件			

(2) アライグマ等対策

積算等	当初予算額	決算見込額	補正予算額
特定外来生物等捕獲業務委託 (アライグマ、ハクビシン、未捕獲等)	5,830 千円	9,049 千円	3,219 千円

(3) イノシシ対策

積算等	予備費充当額	決算見込額	補正予算額
有害鳥獣駆除業務委託 336,600 円	133 千円	755 千円	622 千円
備品購入(箱わな、監視カメラ、イノシシ忌避剤等)			

4 補正予算額 17,993千円

〔特定財源〕 県：1,853 千円 埼玉県アライグマ個体分析調査委託金



中国残留邦人等支援事業に係る医療給付金の増額

1 事業名

中国残留邦人等支援事業

2 補正予算の理由・内容

令和6年度当初予算の医療給付金は、支援対象者4人分（全員80歳代）の日常の通院を見込んで計上していましたが、令和6年3月診療分から同年6月診療分までの間、支援対象者4人のうち1人（令和6年8月死亡）が複数回の入院・手術を行ったことにより、当初予算額を超過しました。現在、超過分については、予備費を充用して対応しております。

そのため、令和6年9月以降の診療分の医療給付金の支払いに必要な経費を増額措置するものです。

3 補正予算の積算

科目	積算	補正予算額
医療給付金	(3人分) コロナ禍前平均実績額 (H30、R元) =210千円/月×6月	1,260千円

4 補正予算額 1,260千円

〔特定財源〕国：945千円 生活保護費国庫負担金（3/4）



特別養護老人ホームの大規模修繕を支援

1 事業名

介護施設整備促進事業

2 補正予算の理由・内容

市内2つの特別養護老人ホームが実施する施設の老朽化に伴う大規模修繕工事について、県の「令和5年度 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金」の交付対象となったことが、令和6年1月11日に公表されました。

このことを受け本市においても、当該施設の大規模修繕工事を支援するため、加須市老人福祉施設整備事業補助金交付要綱に基づき、当該工事費用の一部を補助するために必要な経費を措置するものです。

	運営法人	施設概要	開所年月日	定員	大規模修繕工事概要	工期
特別養護老人ホーム ライゼ清輝苑	社会福祉法人 宏和会	鉄骨造 3階建て	平成17年4月1日	50人	①屋上防水改修工事 ②空調設備更新工事 ③内装改修工事	令和7年1月末 まで
特別養護老人ホーム 万葉の郷	社会福祉法人 敬愛会	鉄筋コンクリート造 3階建	平成19年4月1日	70人	①外壁修繕工事 ②屋上・屋根防水工事 ③空調設備更新工事	令和7年2月末 まで

3 補正予算の積算

	県補助金 所要額	市補助額		
		①左記の10% 以内の額	②補助上限額	補助額 ※ (補正予算額) ①と②のいずれか少ない額
特別養護老人ホーム ライゼ清輝苑	43,640千円	4,364千円	10,000千円	4,364千円
特別養護老人ホーム 万葉の郷	76,300千円	7,630千円	10,000千円	7,630千円
合 計	119,940千円	—	—	11,994千円

※補助額

埼玉県の「特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金交付要綱」に基づき交付される県補助金の10%以内の額。ただし、補助上限額は、10,000千円とする。

4 補正予算額 11,994千円



保育所等の性被害防止対策設備の整備及び支援

1 事業名

- ①公立保育所管理運営事業 ④民間放課後児童健全育成事業 ⑦公立幼稚園管理運営事業
 ②民間保育所助成事業 ⑤子育て支援センター事業
 ③公立放課後児童健全育成事業 ⑥子どもの居場所づくり事業

2 補正予算の理由・内容

弱い立場に置かれたこども・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状を踏まえ、関係府省会議により、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月）がまとめられ、国の補正予算により性被害防止対策に係る設備等整備を支援する補助金が創設されました。

本市においても、保育所等におけるこどものプライバシーを保護する、また、保護者の安心に応える備品等の整備を通じて、未然に性被害を防止するため、当該補助金を活用し、公立施設については、パーテーションや簡易テントなどを整備する経費を措置するとともに、民間施設については、パーテーションや簡易テントのほか、カーテンなどの整備の支援に要する経費を措置するものです。

3 補正予算の積算

（1）公立施設

事業	対象施設	整備内容	補助基準額	補正予算額	内訳	
					国費1/2	市費1/2
①	公立保育所 6施設	パーテーション・簡易テント等	100千円／施設	600千円	300千円	300千円
③	公設公営学童 17施設			1,700千円	850千円	850千円
⑤	公立子育て支援センター 2施設			200千円	100千円	100千円
⑥	公立児童館等 3施設※ ¹			300千円	100千円	200千円
⑦	公立幼稚園 8園			800千円	400千円	400千円

※¹児童館等3施設のうち、児童福祉法に基づき設置した児童厚生施設（加須児童館・花崎児童館）のみ国庫補助対象

（2）民間施設

事業	対象施設	整備内容	補助基準額	補正予算額	内訳		事業者1/4
					国費1/2	市費1/4	
②	民間認可保育所 6施設 認定こども園 1施設	パーテーション・簡易テント・カーテン等	100千円／施設・支援単位	525千円	350千円	175千円	175千円
④	公設民営学童 5施設(7支援単位※ ²) 民設民営学童 5施設(6支援単位)			975千円	650千円	325千円	325千円

※²支援単位：学童保育が一体的に行われている支援の単位（部屋単位が目安）

4 補正予算額 5,100千円

<内訳>

（1）公立施設（①、③、⑤、⑥、⑦） 3,600千円

〔特定財源〕

国：1,750千円 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金（1/2）
 国：400千円 学校安全特別対策事業費補助金（学校における性被害防止対策に係る支援）（1/2）

（2）民間施設（②、④） 1,500千円

〔特定財源〕

国：1,000千円 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金（1/2）

[問合せ] ①②③④⑦こども局こども保育課 ☎0480-62-1111（内線165）✉hoiku@city.kazo.lg.jp
 ⑤こども局すくすく子育て相談室 ☎0480-62-1111（内線532）✉sukusuku@city.kazo.lg.jp
 ⑥こども局子育て支援課 ☎0480-62-1111（内線167）✉kosodate@city.kazo.lg.jp



こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得の促進

1 事業名

児童虐待防止等ネットワーク事業

2 補正予算の理由・内容

児童福祉法の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、令和6年4月から、こども家庭福祉分野の専門資格である「こども家庭ソーシャルワーカー※」が創設されました。

こども家庭庁支援局虐待防止対策課事務連絡（令和6年4月30日付け）の中で、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得に向けた研修の積極的な受講が推奨されていることから、本市においても、こども家庭センターの事業推進にあたり、こども家庭福祉実務者の専門性を向上し、こども及び家庭への相談支援の強化を図るため、職員の本資格取得に係る経費を措置するものです。

※こども家庭ソーシャルワーカーについて

	内容
役割等	年々増加する児童虐待及びケースの困難化の課題に対応し、こどもと家庭の心のケアや支援を実施
配置状況（有資格者）	無（R6.8.1現在）
資格の取得	こども家庭福祉に係る実務経験等を基に、ソーシャルワークに係る研修等を受け、試験に合格すること
研修受講予定者	1人（社会福祉士）

3 補正予算の積算

内容	積算等	補正予算額
研修受講に係る旅費 及び研修受講費	児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助 金交付要綱に定める補助基準額	315千円

4 補正予算額 315千円

〔特定財源〕国：210千円 児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金（2/3）



第一保育所と第四保育所の機能移転に向けた 空調設備設置工事

1 事業名

公立保育所施設整備事業

2 補正予算の理由・内容

令和6年1月に発生した能登半島地震など、近年、直下型地震が多発し甚大な被害を及ぼしています。このような状況を踏まえ、老朽化しかつ未耐震である第一保育所及び第四保育所について、可能な限り早期に対策を講じます。

緊急対策については、近隣の公立幼稚園への機能移転とし、まずは、整備に時間を要する空調設備の整備に必要な経費を措置するものです。

今後、必要な準備をより明確に検討した上で、令和6年第3回定例会以降、適時、補正予算等を提案してまいります。

また、施設の利用者を中心に、説明会等を実施し、移転の必要性について説明するとともに、希望者には個別に相談を行い、丁寧に対応してまいります。

○対象施設・対策

施設名	構造・用途等	対策
第一保育所	昭和44年、46年築 木造2階 539.79㎡ 在来児童数 38人(R6.8.1時点) 保育：1歳6か月～5歳	機能移転(加須幼稚園との複合化) 加須幼稚園を一部改修(空調設備等)し、令和7年度を目途に、当該幼稚園に機能を移転する。
第四保育所	昭和53年築 木造1階 369.33㎡ 在来児童数 35人(R6.8.1時点) 保育：1歳6か月～5歳	機能移転(花崎北幼稚園との複合化) 花崎北幼稚園を一部改修(空調設備等)し、令和7年度を目途に、当該幼稚園に機能を移転する。

3 補正予算の積算

施設名	内容	補正予算額
加須幼稚園	空調設備の整備 (新設3台及び休園している公立幼稚園からの移設2台)	18,182千円
花崎北幼稚園	空調設備の整備 (新設3台及び休園している公立幼稚園からの移設1台)	15,753千円

4 補正予算額 33,935千円

5 特記事項

機能移転のため、必要な準備を明確に検討してまいります。

- ・現在、保育所で自園調理している給食の提供
- ・保育所の午睡(お昼寝)のための環境づくり(幼稚園には午睡の時間はない)
- ・物品や教材・設備の移動 など



進学・就職準備給付金の支給、 就労自立給付金の算定方法見直しへの対応

1 事業名

生活保護適正実施推進事業

2 補正予算の理由・内容

令和6年4月の生活困窮者自立支援法等の一部改正(下記(1))及び令和6年6月の生活保護法施行規則の一部改正(下記(2))を受け、これに対応した生活保護システムの改修に必要な経費を措置するものです。

- (1) 被保護世帯の子どもが高等学校等卒業後に就職する際の新生活立ち上げ費用を支援する「進学・就職準備給付金」の支給（進学準備給付金の支給対象の拡大）
- (2) 安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に支給する「就労自立給付金」の算定方法の見直し（就労自立給付金のインセンティブ強化）

【主な改正内容】

(1) 進学・就職準備給付金の支給

	改正前	改正後
名 称	進学準備給付金	進学・就職準備給付金
支給対象	① 高等学校等を卒業後、大学等に進学することが確実に見込まれる被保護者	① 同左 ② <u>高等学校等を卒業後、安定した職業に就くこと等により自立することが確実に見込まれる被保護者</u>
支 給 額	① 転居する者…30万円 ② その他の者…10万円	① 同左 ② 同左

※令和6年3月に高等学校等を卒業し、同年4月から就職する者に対して遡及して支給

※支給を受けた者には、その支給が終了した後に再支給しない

(2) 就労自立給付金の算定方法の見直し

	改正前	改正後
算定方法	算定対象期間における各月の就労収入額に対し、10%を乗じて算定した額に単身世帯は2万円、複数世帯は3万円を加えた額と上限額のいずれか低い額	算定対象期間における各月の就労収入額に対し、10%を乗じて算定した額に <u>月数別基礎額を加えた額と上限額のいずれか低い額</u> <u>ただし、下限額を下回る場合は、下限額</u>
支 給 額	① 単身世帯…10万円（上限額） ② 複数世帯…15万円（上限額）	① 単身世帯…10万円（上限額）、 <u>2万円（下限額）</u> ② 複数世帯…15万円（上限額）、 <u>3万円（下限額）</u>

※支給を受けた日から起算して3年を経過しない被保護者には支給しない

3 補正予算の積算

生活保護システム改修業務委託

 $1,576,000 \text{ 円} \times 1.1 = 1,733,600 \text{ 円}$

4 補正予算額 1,734千円

〔特定財源〕国：750千円 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金



第57号議案 令和6年度加須市一般会計補正予算（第2号）

1 か月児健診に係る費用の助成

1 事業名

乳幼児健診事業

2 補正予算の理由・内容

国の「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、乳幼児健診等の推進が示されたことを受け、国の令和5年度第1号補正予算（令和5年11月29日成立）で、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備するため、新たに「1 か月児」及び「5 歳児」に対する健康診査の費用を助成することとなりました。

令和6年6月の国の通知において、「1 か月児」及び「5 歳児」健康診査支援事業の詳細が示されたことから、本市としては、まずは、全額自己負担で既に受診している1 か月児健診に係る費用の助成を行うための経費を措置するものです。

なお、5 歳児健診については、新たに実施体制の整備が必要となることから、今後、調整を図ってまいります。

<1 か月児健診費用助成制度の概要>

	内容
対象	令和6年4月1日以降に医療機関で1 か月児健診を受診し、受診日時点で加須市内に住所を有する乳児の保護者
健診方法	個別健診
助成金額等	4,000 円（上限）／回（償還払い）
助成開始時期	令和6年12月～（予定）
申請方法	申請書に必要書類を添えて、すくすく子育て相談室窓口にて申請 ※申請書は、乳児健診通知へ同封又は上記窓口にて配布

<乳幼児健診の実施状況>

健診種別	区分	実施状況		保護者負担	備考
		集団健診	個別健診		
1 か月児健診	任意	—	○	なし	助成額 4,000 円（上限）
3～4 か月児健診	任意	○	—	なし	
9～10 か月児健診	任意	○	—	なし	
1 歳 6 か月児健診	法定	○	—	なし	
2 歳児健診	任意	○	—	なし	
3 歳児健診	法定	○	—	なし	
5 歳児健診	任意	—	—	—	実施体制を検討中

3 補正予算の積算

科目	積算	補正予算額	内訳	
			国費1/2	市費1/2
扶助費	4,000円（補助基準額） × 595人※	2,380千円	1,190千円	1,190千円

※ 令和6年3月31日現在の1歳児の人数。

4 補正予算額 2,380千円

〔特定財源〕国：1,190千円 乳幼児健康診査事業補助金（1/2）



ワクチン価格の見直しに伴う 新型コロナ予防接種費用の増額

1 事業名

新型コロナウイルスワクチン接種事業

2 補正予算の理由・内容

新型コロナウイルスワクチン接種に係る令和6年度当初予算は、令和5年12月に国から示された新型コロナワクチン等の価格を基に予算計上したところですが、厚生労働省主催の自治体説明会（令和6年3月15日開催）において、新型コロナワクチンの価格見直し（増額）が示されました。

当初予算計上時に見込んだワクチン接種費用では予算の不足が見込まれることから、ワクチンの価格見直しに対応するため、ワクチン接種に係る予算を増額措置するものです。

なお、ワクチンの価格見直しによる増額分については、国から基金管理団体を通じて市へ助成が行われます。

<新型コロナワクチン等の価格>

	ワクチン等価格（ワクチン+手技料）		増減
	見直し前 （R6 年度当初）	見直し後 （今回補正）	
1 回あたりの接種費用	7,271 円	15,300 円	+8,029 円

<新型コロナウイルスワクチン接種の概要（参考）>

	内容
接種対象者	① 65 歳以上の高齢者 ② 60～64 歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能のいずれかに障がいのある方（身体障害者手帳 1 級相当の方）
接種回数・時期	令和6年10月1日から令和7年1月31日までの間に1回
自己負担額	原則 1,000 円（高齢者インフルエンザ予防接種の自己負担と同額）

3 補正予算の積算

科目	区分	接種見込人数 （変更なし）	当初予算 A	決算見込 （価格見直し後） B	補正予算額 B - A
委託料	自己負担1,000円	19,700人	123,539千円	281,710千円	158,171千円
	自己負担なし	300人	2,181千円	4,590千円	2,409千円
扶助費	償還払い	10人	63千円	143千円	80千円
計		20,010人※	125,783千円	286,443千円	160,660千円

※ 接種見込人数：36,358人（令和5年6月時点の高齢者人口）×55%÷20,000人、償還払10人

4 補正予算額 160,660千円

〔特定財源〕その他：160,660千円 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金
〔問合せ〕 健康スポーツ部いきいき健康医療課 ☎0480-62-1311 ✉kenkou@city.kazo.lg.jp



老朽化に伴うごみ焼却炉耐火物等の修繕

1 事業名

大利根クリーンセンターごみ処理事業

2 補正予算の理由・内容

ごみ焼却施設の焼却炉の耐火物（焼却炉内での高温環境下で使用できる素材・材料等）やごみ供給ホッパーについては、これまで、ごみ焼却施設運転管理委託業者による日々の点検作業や、専門業者による部分的な修繕を重ねながら稼働させてきました。

しかしながら、令和6年4月以降の同委託業者、専門業者による点検において、2炉ある焼却炉の中で、1号炉内で炉壁の崩落、供給ホッパーの破損が確認され、部分的な修繕では長期間の稼働に耐えられない旨の報告を受けました。

これらの影響により稼働が停止してしまうと焼却自体ができなくなり、市民生活に多大な影響を及ぼすこととなるため、破損個所の修繕に必要となる経費を措置するものです。

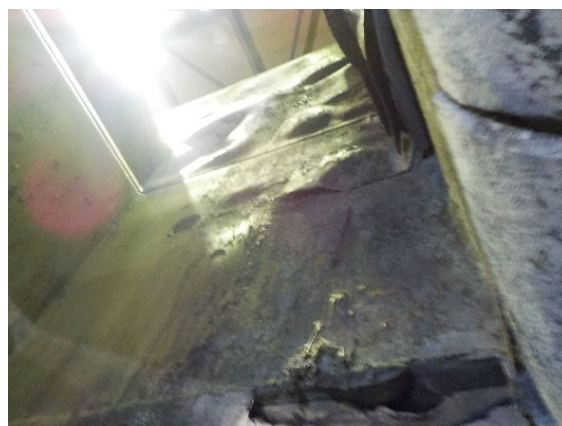
3 補正予算の積算

科目	内容	補正予算額
修繕料	1号炉内の炉壁及びごみ供給ホッパーの修繕工事 試運転調整及び消耗部品の撤去等	9,020千円

焼却炉炉壁(内部)



ごみ供給ホッパー(内部)



4 補正予算額 9,020千円

なし花粉確保対策に向けた機械導入に対する支援

1 事業名

園芸振興事業

2 補正予算の理由・内容

なしの生産に必要な授粉用花粉は主に、自家採取を行うか、中国からの輸入花粉を購入するかのどちらかの方法で調達されています。しかし、中国における火傷病^{かしやうびょう}(※)の発生により、令和5年8月に中国産なし等の花粉の輸入が停止されました。

生産者による花粉の自家採取が必要となる中、県では令和6年度当初予算に「果樹産地育成総合対策事業」のメニューに「花粉確保対策事業」を新規事業として計上し、花粉の生産に必要な機器の導入や取組を行う農業者団体等に対し、事業に要する経費の一部を支援しています。

品質の高いなしを安定的に生産するため、加須市騎西梨撰果所利用組合が同事業を活用し、花粉生産作業の効率化に必要な花粉生産機械（葯精選機^{やくせいせんき}）を導入する際に、県から交付される補助金を市が交付するものです。

※火傷病とは

葉や枝が火にあぶられたような症状となる。日本では発生が確認されていないが、有効な防除方法はなく、感染すると樹全体が枯死することもある。火傷病に感染した花粉で受粉作業すると伝染の恐れがある。

3 補正予算の積算

科目	農業用機械	事業費	補助金額 (補正予算額)	組合負担分
補助金	葯精選機 1台	267,300 円	121,000 円	146,300 円

補助対象事業費 243,000円(税抜き) × 補助率1/2以内 = 121,000円(千円未満切り捨て)

【葯精選機】



【花粉採取に使用する葯精選機】

蕾や開花した花を摘み、取り集めその中から葯のみを採取する。

花糸や余分なゴミ等を取り除き 葯だけを選別する機械。

精度の高い花粉は品質の高いなしの生産に繋がる。

※葯^{やく}：雄しべの一部

4 補正予算額 121千円

〔特定財源〕 県：121千円 果樹産地育成総合対策事業費補助金



水田の畑地化に取り組む農業者に対する支援

1 事業名

経営安定・自給力向上事業

2 補正予算の理由・内容

国では、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進するため、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、令和5年度から「畑地化促進事業」により畑地化に伴う費用（土地改良区の地区除外決済金等）の負担等に要する経費を支援しています。

令和6年6月に本市の農業者に対して、対象事業の採択通知があったため、県を通して国から交付される補助金を市が農業者に代わって土地改良区へ支払うものです。

主な交付要件	・国の「経営所得安定対策」における「水田活用の直接支払交付金」の交付対象農地であること ・隣接した農地で、おおむね団地化を形成していること ・前年度において、主食用米、戦略作物（麦・大豆・飼料作物、加工用米、飼料用米・米粉用米等）または産地交付金の対象作物（麦、大豆、高収益作物等）が作付けされていたこと ・取組開始年から5年間継続して高収益作物又は畑作物（高収益作物以外）を作付けすること
支援上限額	10a当たり25万円を上限として支援

3 補正予算の積算

支援予定者	対象面積等	対象経費	支援見込額 (補正予算額)
市内農業者 (1経営体)	420.2a 北篠崎地区	羽生領島中領用排水路土地改良区が定める地区除外決済金等 1㎡当たり118円(1a当たり11,800円)	4,958,360円

4 補正予算額 4,959千円

〔特定財源〕県：4,959千円 畑地化促進事業補助金



用排水路改修のための測量設計

1 事業名

- ①幹線用排水路改修事業
- ②枝線用排水路改修事業

2 補正予算の理由・内容・積算

安心、安全で快適なまちづくりを推進するため、緊急を要する用排水路の改修のための測量設計を行います。

①幹線用排水路改修事業

【路線数 2路線】

・整備地域等 加須地域：2路線

路線		補正理由・内容	補正予算額
嵯峨・柳町・休城用排水路	南篠崎地内	嵯峨・柳町・休城用排水路は、コンクリート柵渠水路であり、底打ちをしていないため、水路脇の陥没が頻繁に発生し、隣接する住宅への影響が懸念されることから早急に水路改修のための測量設計を行います。	8,000千円
南八ツ田用排水路	大越地内	南八ツ田用排水路は、片側のコンクリート土留め水路であり、底打ちをしていないため、水路脇の陥没が頻繁に発生し、隣接する住宅への影響が懸念されることから早急に水路改修のための測量設計を行います。	6,000千円

②枝線用排水路改修事業

【路線数 1路線】

・整備地域等 加須地域：1路線

路線		補正理由・内容	補正予算額
上寺前・東正伝木用排水路	大越地内	上寺前・東正伝木用水路は、未整備であり水路脇の陥没が頻繁に発生し、隣接する住宅への影響が懸念されることから早急に水路改修のための測量設計を行います。	6,000千円

3 補正予算額 20,000千円

事業名	補正予算額	合計
①幹線用排水路改修事業	14,000千円	20,000千円
②枝線用排水路改修事業	6,000千円	



道路整備等の実施

1 事業名

- ①道路維持管理事業
- ②自転車歩行者道整備事業
- ③幹線道路側溝事業

2 補正予算の理由・内容・積算

まちづくりの基盤の一つである道路を適正に維持管理するとともに、通行の安全性と利便性の確保を図るため、緊急を要する道路の整備等を実施します。

【路線数 7 路線】

①道路維持管理事業

整備地域等 加須地域：1 路線、騎西地域：1 路線、北川辺地域：1 路線

路線	整備理由・内容	補正予算額
市道 126 号線 花崎北 2 丁目地 内の 1 級市道	車両の通行量が多く、路面の劣化が進んでいることから、速やかに修繕を行います。	13,300 千円
市道 147 号線 正能・戸崎地内 の 1 級市道	車両の通行量が多く、路面の劣化が進んでいることから、速やかに修繕を行います。	36,000 千円
市道162号線 小野袋地内の 1 級市道	車両の通行量が多く、路面の劣化が進んでいることから、速やかに修繕を行います。	11,000 千円

②自転車歩行者道整備事業

整備地域等 加須地域：1 路線、騎西地域：1 路線

路線	整備理由・内容	補正予算額
市道141号線 花崎 1 丁目外地 内の 1 級市道	歩道幅員が狭小（約 2m）のため、通行の支障となっている植栽の撤去や歩道舗装の修繕を行います。	24,000 千円
市道262号線 正能地内の 2 級 市道	成長した街路樹の根が歩道舗装に段差を生じさせていることから、街路樹の伐採を行います。	4,400 千円

③幹線道路側溝事業

整備地域等 加須地域：1 路線、大利根地域：1 路線

路線	整備理由・内容	補正予算額
市道228号線 下谷地内の 1 級 市道	幹線道路を拡幅し、車両や歩行者の安全な通行及び排水を改善するため、側溝整備を行います。	32,000 千円
市道217号線 砂原地内の 2 級 市道	側溝未整備のため、排水不良による水溜りで通行に支障を来たしていることから、側溝整備を行います。	24,500 千円

3 補正予算額 145,200千円

事業名	補正予算額	合計
①道路維持管理事業	60,300千円	145,200千円
②自転車歩行者道整備事業	28,400千円	
③幹線道路側溝事業	56,500千円	

第57号議案 令和6年度加須市一般会計補正予算（第2号）

第60号議案 令和6年度加須都市計画事業野中土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

野中土地区画整理事業区域のインフラ整備の実施

1 事業名

- ①野中土地区画整理事業（野中土地区画整理事業特別会計）
- ②野中土地区画整理事業特別会計繰出事業（一般会計）

2 補正予算の理由・内容

加須市野中土地区画整理地内に位置付けられている未整備計画道路のうち、幹線道路となるカインズ北側の都市計画道路3・4・38 松永琴寄線（幅員16m）と区画街路（幅員9m）の交差点付近において、支障となる物件について、交渉を重ねてきた結果、地権者の内諾が得られたことから、今後、通行の安全性と利便性を図る道路整備を進めるため、補償及び整地工事に必要な経費を措置するものです。

3 補正予算の積算

- ①野中土地区画整理事業
（野中土地区画整理事業特別会計）

〔歳出〕

	内容	補正予算額
委託料	111 街区整地設計 1,500 千円	50,500 千円
工事 請負費	111 街区整地 12,000 千円	
物件 補償料	建物等 37,000 千円	

〔歳入〕

	内容	補正予算額
一般会計 繰入金	一般会計繰入金 50,500 千円	50,500 千円

- ②野中土地区画整理事業特別会計繰出事業
（一般会計）

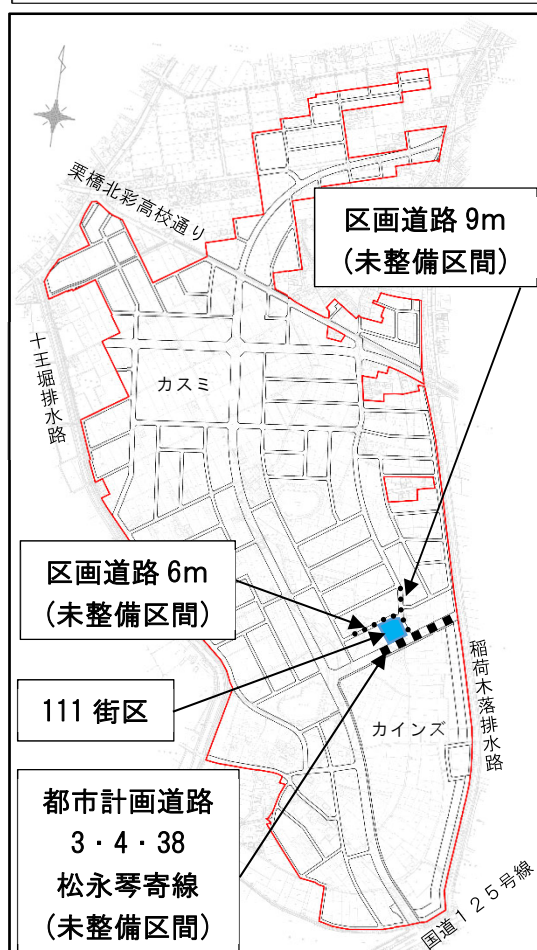
	内容	補正予算額
繰出金	野中土地区画整理事業特別会計繰出金 50,500 千円	50,500 千円

4 補正予算額 50,500千円

5 特記事項

支障物件の撤去に期間を要し、整地の設計及び工事が年度内に完了できないことが見込まれるため、委託料、工事請負費及び物件補償料の繰越明許を設定します。

野中土地区画整理事業区域の位置図





第62号議案 加須市住民基本台帳事務に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
 条例

住基ネットによる附票本人確認情報の通知に係る個人情報 情報の適正な管理の措置をするための条例改正

1 改正の趣旨

「住民基本台帳法」の一部改正（令和元年5月31日公布・令和6年5月27日施行）により、住基ネットを通じて県知事又は他の市町村長に通知する事項に附票本人確認情報(※)が追加されたことに伴い、住民基本台帳事務において、附票本人確認情報についても個人情報の適正な管理のための措置を講ずるため、所要の改正をします。

※ 附票本人確認情報・・・住民票と戸籍を連携させるものである「戸籍の附票」に記載されている事項のうち、氏名、住所、生年月日、性別及び住民票コード並びに付随情報をいう。

（参考）「住民基本台帳法」改正の背景

マイナンバーカードは住民票の情報を基に作成しており、国外転出者は、住民票が消除され、マイナンバーカードを利用できないことから、国外転出後にも消除されることのない「戸籍の附票」に記載されている附票本人確認情報を個人認証の基盤として活用することで、国外転出者がマイナンバーカードを利用できるようにする。

2 主な改正内容

〈附票本人確認情報の追加に伴う所要の改正〉

住民基本台帳事務において個人情報の適正な管理のための措置を講ずる「情報」に、附票本人確認情報を追加します。

■個人情報の適正な管理のための措置を講ずる「情報」

現 行	改 正 後
① 本人確認情報 ② 住民票確認情報 〔新設〕	① 本人確認情報 ② 住民票確認情報 ③ 附票本人確認情報

3 施行期日

公布の日



被保険者証の廃止に伴う 所要の改正をするための条例改正

1 改正の趣旨

「国民健康保険法」の一部改正（令和5年6月9日公布・令和6年12月2日施行）により、国民健康保険の被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証に係る規定について所要の改正をします。

2 主な改正内容

〈被保険者証の廃止に伴う所要の改正〉

条例で過料を科すこととしている規定のうち、保険税を滞納している者が被保険者証の返還を求められ、応じなかった場合の規定を削ります。

■過料を科すこととしている行為（抜粋）

現 行	改 正 後
① 被保険者の資格の取得又は喪失をしたことについて届出をしなかった場合	① 被保険者の資格の取得又は喪失をしたことについて届出をしなかった場合
② 被保険者の資格の取得又は喪失をしたことについて虚偽の届出をした場合	② 被保険者の資格の取得又は喪失をしたことについて虚偽の届出をした場合
③ <u>保険税を滞納している者が被保険者証の返還を求められ、応じなかった場合</u>	〔削る〕

3 施行期日

令和6年12月2日



排水設備工事責任技術者に対する専任規制 の見直し等をするための条例改正

1 改正の趣旨

国における「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日策定）に基づく常駐・専任規制等のアナログ規制の見直しを踏まえ、排水設備工事責任技術者に対する専任規制を見直します。

また、「下水道法施行令」の一部改正（令和6年1月4日公布・令和7年4月1日施行）により、公共下水道からの放流水に関する排水基準の項目が改正されたことに伴う規定の整備をします。

2 主な改正内容

（1）排水設備工事責任技術者に対する専任規制の見直し

指定工事店が営業所ごとに専属を義務付けている排水設備工事責任技術者について、営業所ごとに専属する者から選任する者に見直すとともに、営業所の兼務状況等を確認した上で、埼玉県内における営業所について兼任することを妨げないこととします。

現 行	改 正 後
営業所ごとに専属	営業所ごとに選任 (県内の営業所について兼任可)

（2）公共下水道からの放流水に関する排水基準の項目に係る規定の整備

公共下水道からの放流水に関する排水基準について、政令に定められている項目が改正されたことに伴う規定の整備をします。

〔現 行〕 大腸菌群数

↓

〔改正後〕 大腸菌数

3 施行期日

（1）公布の日

（2）令和7年4月1日



水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直すための条例改正

1 改正の趣旨

「水道法施行令」及び「水道法施行規則」の一部改正（令和6年3月29日公布・令和7年4月1日施行）により、布設工事監督者（※1）及び水道技術管理者（※2）の資格要件の基準が見直されたことを踏まえ、水道事業の業務を担う市職員における当該資格要件について、基準と同様に改正します。

（※1）布設工事監督者（水道法第12条）

水道管の布設工事を施工する場合、水道の水質に影響を与えないようにするため、当該工事において技術上の監督業務を行う者として、水道事業者である市長が指名する市職員（複数人設置可）

（※2）水道技術管理者（水道法第19条）

水道の水質等の基準遵守や給水の緊急停止の判断等の技術上の管理責任者として、水道事業者である市長が置く市職員（1人のみ設置）

2 主な改正内容

（1） 布設工事監督者の資格要件の見直し

ア 必要な実務経験年数の少なくとも半分は水道に関する実務経験を必要とし、残りの実務経験年数には、他分野（下水道、道路及び河川分野における設計、積算及び現場監督等）の実務経験についても算入可能とします。

イ 学歴・学科要件に「土木工学科」以外の課程として「機械工学」・「電気工学」の課程を追加

ウ 国家資格（1級土木施工管理技士）を追加

（2） 水道技術管理者の資格要件の見直し

ア 布設工事監督者の資格要件に水道分野以外の実務経験を算入可能とする等の見直しをすることに伴い、水道技術管理者として必要となる学歴・学科要件及び実務経験要件を見直します。

イ 国家資格（技術士又は1級土木施工管理技士）を追加

ウ 水道の管理に関する講習を行う者（日本水道協会）の登録に係る所管の改正

【現行】 厚生労働大臣 → 【改正後】 国土交通大臣及び環境大臣

3 施行期日

令和7年4月1日（上記（2）ウについては、公布の日）



被保険者証の廃止に伴う 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更

1 変更の趣旨

「高齢者の医療の確保に関する法律」の一部改正（令和5年6月9日公布・令和6年12月2日施行）により、後期高齢者医療の被保険者証が廃止されることに伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）を変更する必要があることから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

2 変更の内容

〈被保険者証の廃止に伴う規定の整備〉

被保険者証の廃止に伴い、規約の別表第1（市町村が行う事務）に規定している字句について、次のとおり改めます。

現 行	改 正 後
被保険者証及び資格証明書を引き渡し等	資格確認書等引き渡し等

3 施行期日

令和6年12月2日



令和5年度決算のポイント

令和5年度の財政運営においては、基本姿勢としている①収支の均衡、②債務残高の圧縮、③将来への備えに十分配慮しつつ、第2次加須市総合振興計画に基づく各事業を推進し、住民福祉の向上に努めました。

1 一般会計決算

- (1) 実質収支は22.9億円の黒字、実質単年度収支は4億611万円の赤字
- (2) 歳入の主な増減
 増加：地方税（+3.2億円）、地方交付税（+2.8億円）、県支出金（+2.4億円）
 減少：国庫支出金（▲1.4億円）、繰越金（▲6.5億円）、市債（▲9.4億円）
- (3) 歳出の主な増減
 増加：扶助費（+13.6億円）、補助費等（+3.2億円）、積立金（+12.7億円）
 減少：物件費（▲7.9億円）、公債費（▲0.8億円）、普通建設事業費（▲3.6億円）

2 収支の状況（①収支の均衡）

	令和5年度	令和4年度
歳入決算額	475億 8,468万 5千円	483億 335万 8千円
歳出決算額	443億 7,548万 9千円	425億 7,089万 6千円
形式収支	32億 919万 6千円	57億 3,246万 1千円
実質収支	22億 8,756万 7千円	50億 6,254万 9千円
単年度収支	▲27億 7,498万 2千円	▲2,756万 7千円
実質単年度収支	▲4億 611万円	▲2,668万 3千円

3 主な財政指標（普通会計）

指標	割合	説明	前年度比
経常収支比率	94.6%	財政構造の弾力性を示す指標	+3.3 ポイント
実質公債費比率	5.6%	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示す指標（3箇年平均）	+0.5 ポイント

4 債務残高（元金）の状況（②債務残高の圧縮）

	R5 年度末残高	前年度比
一般会計	254.6 億円	▲32.3 億円
全 会 計※	440.5 億円	▲42.1 億円

※全会計は、一般会計、特別会計及び企業会計の地方債残高に一部事務組合（加須市負担分）の未償還残高を加えたもの

5 主な基金残高の状況（③将来への備え）

	R5 年度末残高	前年度比
財政調整基金	51 億円	23.7 億円
市債管理基金	1.4 億円	0 億円
公共施設等再整備基金	51.4 億円	+4.7 億円